

第1回 消防組織検討会

令和元年10月1日（火）
午後6時30分から
市役所5階 511・512 会議室

1 開 会

2 副市長挨拶

3 委員紹介

4 議 事

（1）消防概況について（報告）

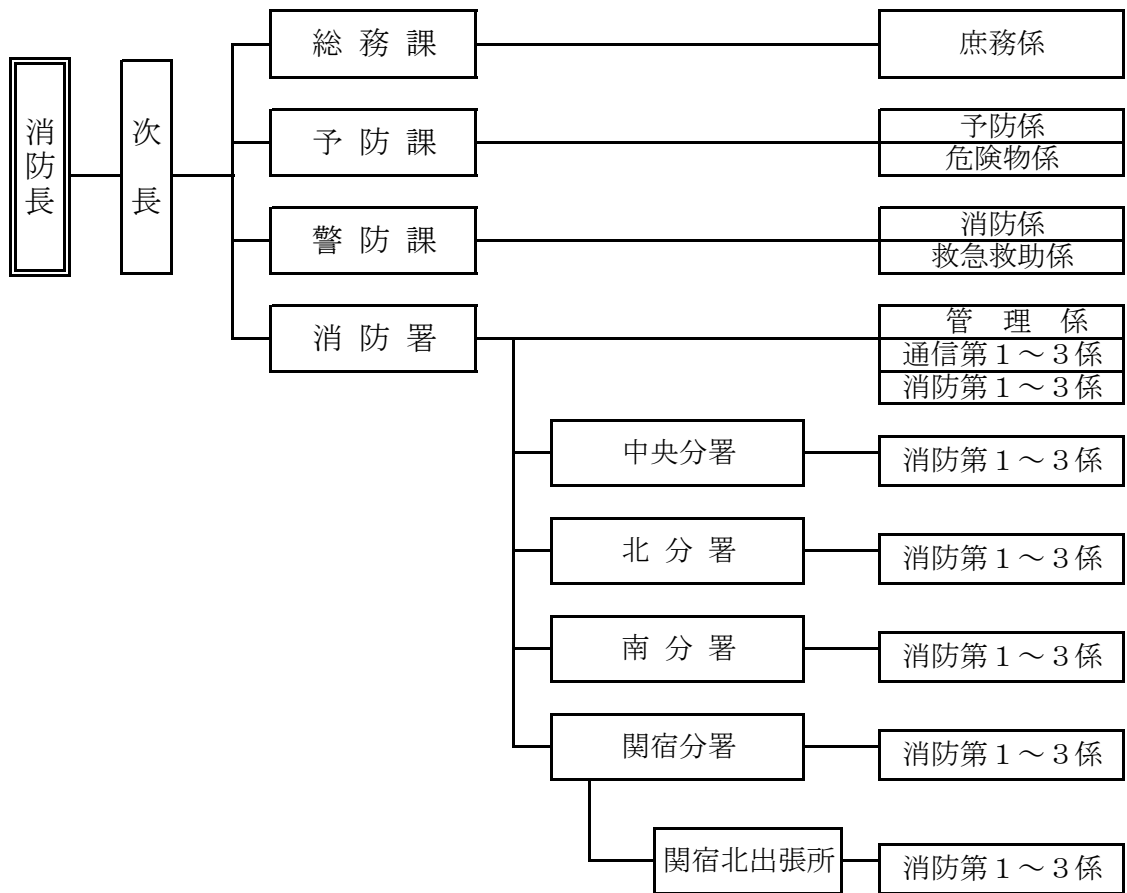
（2）消防の課題について

5 そ の 他

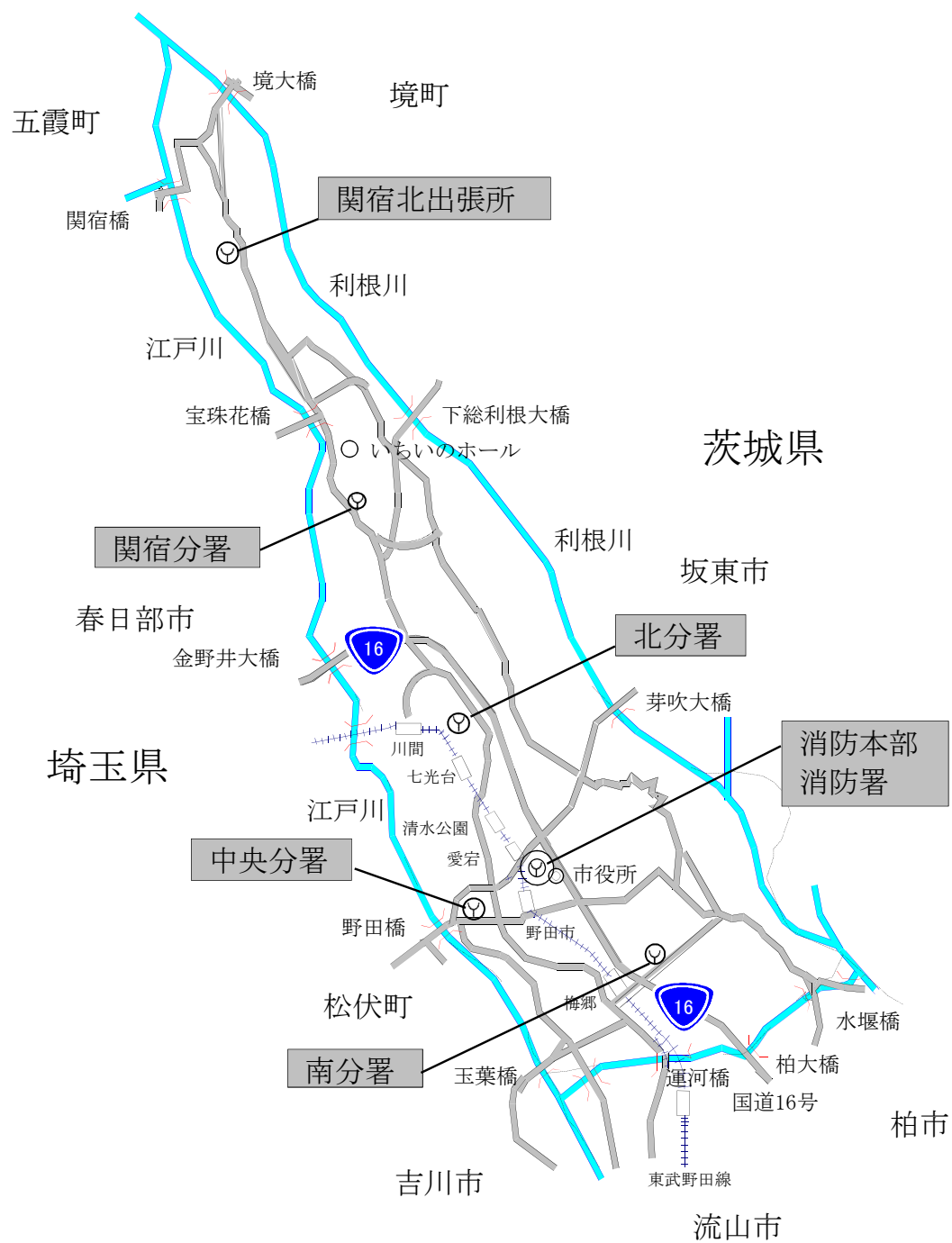
6 閉 会

(1) 消防概況について(報告)

1 消防本部組織図



2 消防本部及び署所配置図



3 消防本部及び署所の施設概要

消 防 本 部 ・ 消 防 署



所在地	野田市宮崎126-2
敷地面積	2,327.00m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階 数	地上3階
延床面積	994.09m ²
竣工年月	昭和45年6月

中 央 分 署



所在地	野田市中野台172
敷地面積	501.43m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階 数	地上2階
延床面積	325.60m ²
竣工年月	昭和46年4月

北 分 署



所在地	野田市船形1550-2
敷地面積	1,178.17m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階 数	地上2階
延床面積	453.00m ²
竣工年月	昭和56年3月

南 分 署



所在地	野田市二ツ塚139-91
敷地面積	1,358.52m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階 数	地上1階
延床面積	351.68m ²
竣工年月	昭和60年3月

関 宿 分 署



所在地	野田市東宝珠花435-1
敷地面積	3,616.11m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階 数	地上2階
延床面積	1,276.00m ²
竣工年月	平成3年3月

関 宿 北 出 張 所



所在地	野田市西高野451-4
敷地面積	600.00m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
階 数	地上1階
延床面積	244.37m ²
竣工年月	平成16年7月

4 消防職員数過去5年間の経緯

各年4月1日現在

	算定 人数	充足率 (%)	実数			
			計	男	女	その他
平成26年	237	69.6	165	165		
平成27年	249	66.7	166	166		
平成28年	249	67.5	168	168		
平成29年	249	69.5	173	170	2	1
平成30年	249	71.5	178	172	2	4

※ 算定人数は、消防力の整備指針に基づいた、現有車両台数に対する必要人数である。
 その他人数は、再任用職員

5 災害件数過去5年間の経緯

火 災

	合計	建物	林野	車両	その他	建物焼損 床面積㎡
平成26年	75	38	6	6	25	1,357
平成27年	61	21	5	8	27	598
平成28年	52	27	1	4	20	307
平成29年	54	22	4	5	23	779
平成30年	41	27	1	2	11	1,254

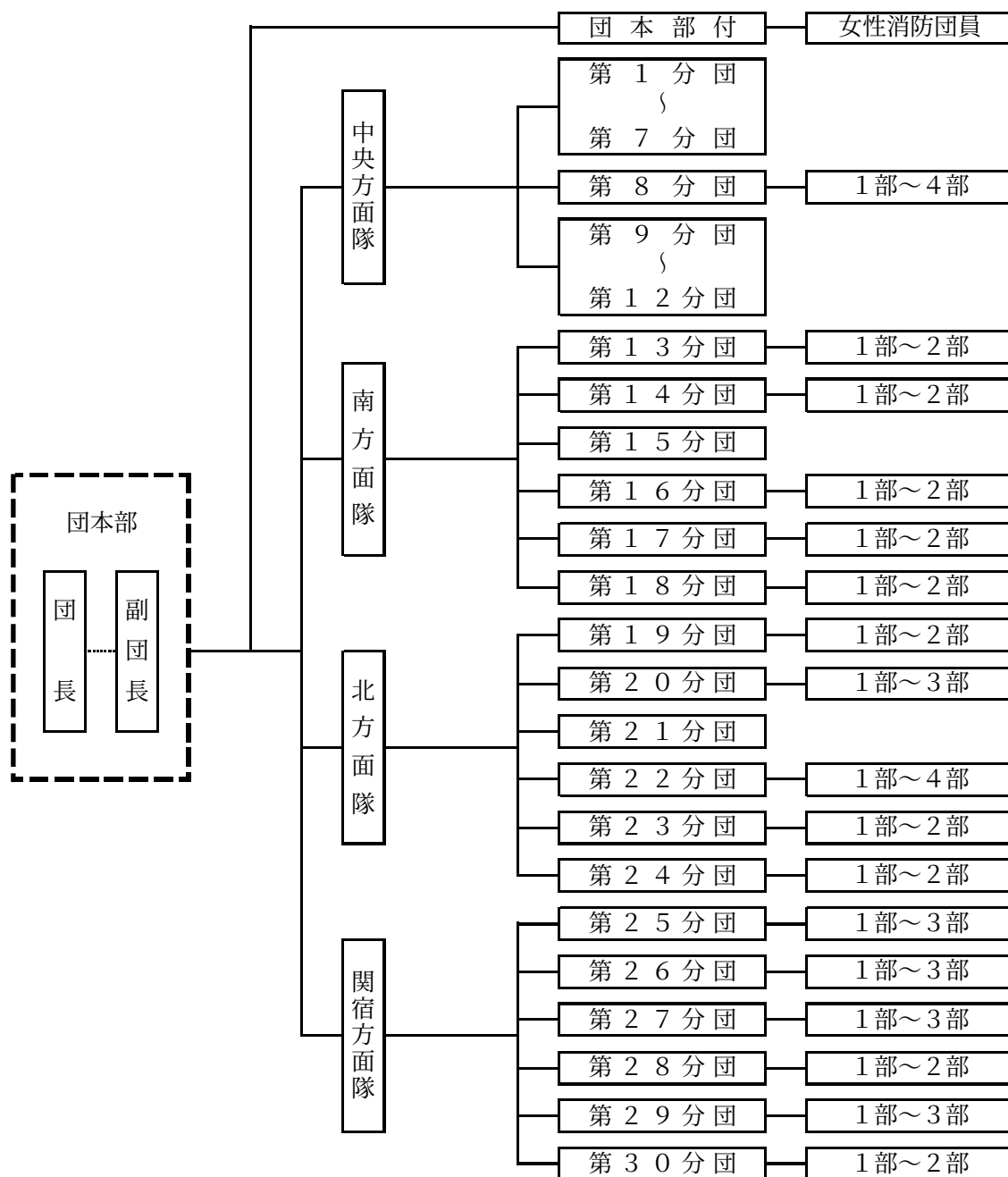
救 急

	合計	急病	交通事故	一般 負傷	労働 災害	自損 事故	運動 競技	火災 事故	加害	水難 事故	自然 災害	その他
平成26年	6,924	4,409	707	934	79	79	27	54	42	2	0	591
平成27年	7,003	4,565	667	906	96	80	37	45	37	11	4	555
平成28年	7,100	4,593	642	959	79	77	38	33	50	4	0	625
平成29年	7,346	4,762	614	1,042	77	57	34	38	40	2	3	677
平成30年	7,673	5,073	619	1,021	117	69	36	28	51	4	1	654

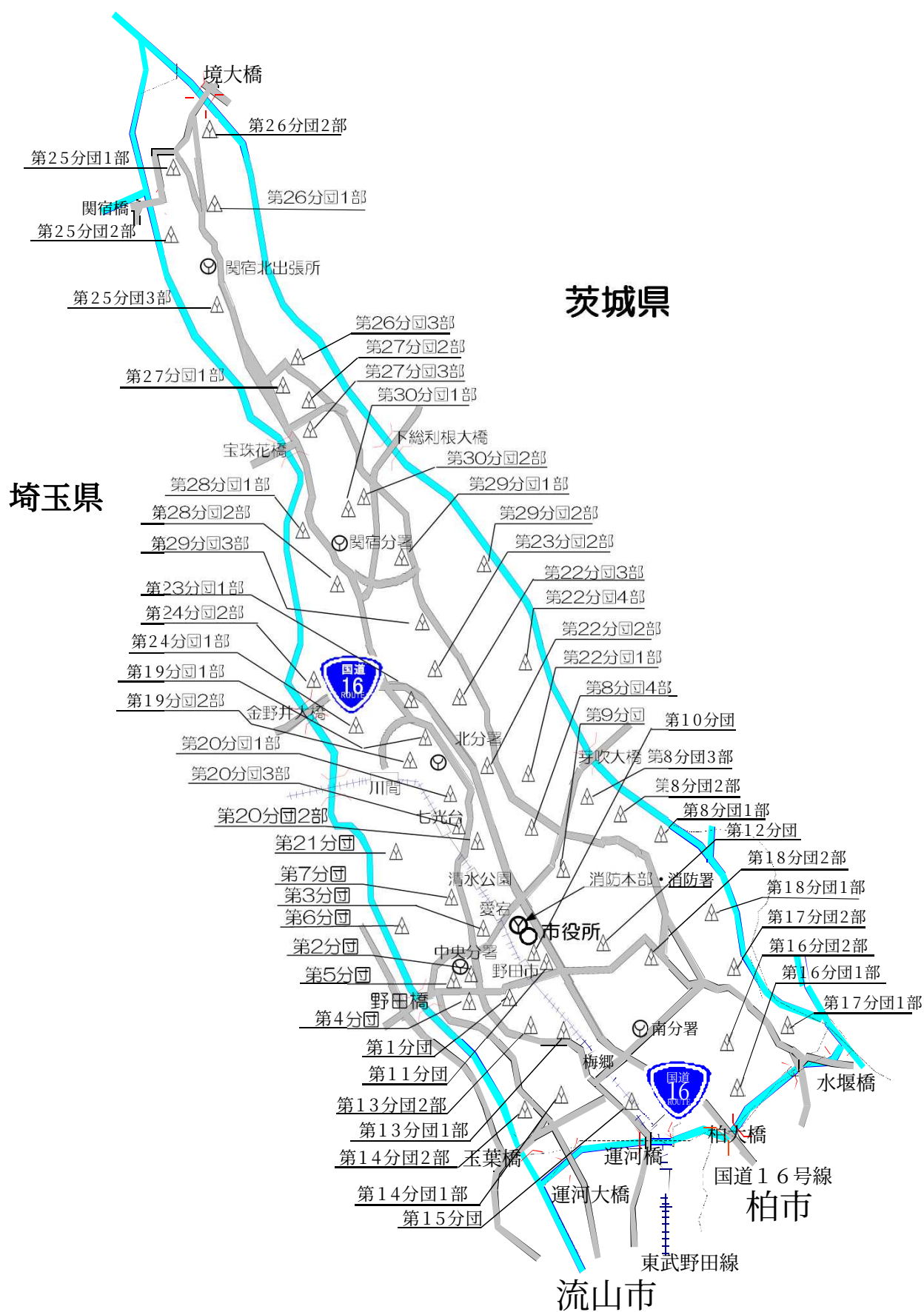
救 助

	合計	火災 事故	交通 事故	水難 事故	自然 災害	器械 事故	建物 事故	ガス 酸欠	爆発 事故	その他
平成26年	100	6	24	5	0	3	27	0	0	35
平成27年	99	1	28	9	4	2	27	3	0	25
平成28年	93	0	29	3	0	5	36	0	0	20
平成29年	99	0	27	3	2	1	26	2	0	38
平成30年	105	0	32	4	1	1	21	0	0	46

6 消防団組織図



7 消防団詰所配置図



8 消防団員数過去5年間の経緯

各年4月1日現在

		定 数	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
団本部		26	15	15	15	15	15
中央	中央方面隊	5	5	5	5	5	5
	第1分団	15	15	15	15	14	14
	第2分団	15	14	14	14	12	13
	第3分団	15	14	15	12	12	11
	第4分団	15	14	13	15	14	9
	第5分団	15	14	12	10	7	7
	第6分団	15	11	10	10	9	10
	第7分団	15	11	11	10	8	10
	第8分団1部	15	13	13	14	13	12
	第8分団2部	14	13	13	14	14	13
	第8分団3部	14	12	12	9	8	8
	第8分団4部	14	14	14	12	12	12
	第9分団	15	12	14	12	13	13
	第10分団	15	14	15	15	15	15
	第11分団	15	11	11	13	13	13
	第12分団	15	15	14	14	14	15
南	南方面隊	5	5	5	5	5	5
	第13分団1部	15	9	10	9	9	7
	第13分団2部	14	9	8	8	8	8
	第14分団1部	15	12	12	14	14	14
	第14分団2部	14	4	4	4	4	4
	第15分団	15	13	14	13	13	15
	第16分団1部	15	14	14	14	14	13
	第16分団2部	14	14	13	13	13	11
	第17分団1部	15	14	14	14	14	14
	第17分団2部	14	12	12	13	13	14
北	第18分団1部	15	14	14	14	14	14
	第18分団2部	14	10	6	8	8	9
	北方面隊	5	5	5	4	4	5
	第19分団1部	15	9	9	9	12	13
	第19分団2部	14	10	11	11	9	11
	第20分団1部	15	13	13	13	13	10
	第20分団2部	14	11	11	14	14	12
	第20分団3部	14	13	12	13	9	9
	第21分団	15	15	15	15	15	13
	第22分団1部	15	13	13	13	13	13
	第22分団2部	14	14	14	13	13	12
	第22分団3部	14	13	12	13	13	13
関宿	第22分団4部	14	14	13	11	10	11
	第23分団1部	15	14	12	12	11	12
	第23分団2部	14	13	13	12	13	12
	第24分団1部	15	14	14	13	13	14
	第24分団2部	14	13	13	14	14	14
	関宿方面隊	5	5	5	5	5	5
	第25分団1部	15	15	15	15	13	13
	第25分団2部	14	11	13	11	10	9
	第25分団3部	14	13	13	13	13	13
	第26分団1部	15	11	10	10	10	12
	第26分団2部	14	15	15	12	11	10
	第26分団3部	14	13	14	13	13	13
	第27分団1部	15	14	14	14	14	14
	第27分団2部	14	15	15	14	14	15
	第27分団3部	14	13	15	14	14	14
	第28分団1部	15	12	11	10	10	10
	第28分団2部	14	12	11	11	9	8
	第29分団1部	15	14	14	12	12	12
	第29分団2部	14	11	8	8	7	7
	第29分団3部	14	10	8	8	8	8
	第30分団1部	15	7	8	8	10	10
	第30分団2部	14	14	14	14	14	14
合 計		860	736	725	710	690	684
充足率(%)		100	85.6	84.3	82.6	80.2	79.5

9 消防団年間行事予定

実施予定月	行 事 内 容
4月	操法指導(出場分団)
	水出し操法訓練・消防団規律訓練・新規採用職員研修会
5月	野田市水防演習
	利根川水系連合水防演習会(担当方面隊幹部)
	消防団操法大会
6月	東葛飾支部操法大会(出場分団)
7月	消防団幹部会議(幹部)
	千葉県操法大会(出場分団)
8月	
9月	消防団救命講習会(各分団1名程度)
10月	消防殉職者慰霊祭(団長)
	野田市防災フェア(副分団長以上・担当方面隊)
11月	秋の火災予防運動 防火キャンペーン
	消防団長特別点検
	消防団員健康診断
12月	
1月	野田市消防出初式
2月	消防団幹部会議(幹部)
	献血
3月	春の火災予防運動 火災予防キャンペーン
	千葉県消防大会(表彰受賞者)

（２）消防の課題について

1 消防団について

消防団員は、常備の消防職員とは異なり、平素は生業を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛後の精神に基づき、消防活動を行う権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である。

消防団は、地域密着性・要員動員力・即時対応力の特性を生かしながら、消火活動等をはじめとして、大規模災害時には住民の避難誘導や災害防ぎょ等を行い、更に、地域防災の中核的存在として、平常時においても地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、コミュニケーションの活性化にも大きな役割を果たしている。

しかしながら、社会環境の変化等に伴い、団員数の減少等のさまざまな課題に直面している。

<主な課題>

ア 消防団員確保の取組について

- ・ 新たな取組……被用者の消防団への加入促進
大学生等の消防団への加入促進
女性の消防団への加入促進
公務員等の消防団への加入促進
機能別団員制度の導入
- ・ 身分取扱い……年額報酬の引上げ
報酬等の支給方法
- ・ 負担軽減……各種の行事等の見直し（操法大会のルールなど）

イ 消防団組織の在り方について

- ・ 組織の再編……消防団員定数（分団定数）
分団数
管轄区域の見直し

ウ 消防団車両、消防団器具置場の更新

2 常備消防について

常備消防は、災害の大規模化、住民ニーズの多様化等、近年消防を取り巻く環境は急速に変化しており、消防はこの変化に的確に対応しなければならない状況である。

しかし、出動体制、保有する消防車両等の住民サービス面や組織管理面での限界、経験豊富な職員の退職、更に、消防拠点の在り方などさまざまな課題に直面している。

<主な課題>

- ア 救急件数の増加……………組織や出動体制の見直し
- イ 複雑多様化する各種災害……………組織の強化
- ウ 経験豊富な職員の退職……………若手職員の指導育成（女性職員含む）
- エ 消防拠点の見直し……………署所の再編
- オ 消防庁舎の建て替え……………消防庁舎等整備計画
(H29～消防庁舎建設検討チーム発足)

3 第1回野田市消防委員会の決定事項

令和元年8月16日に、第1回野田市消防委員会を開催しました。
会議の内容は次のとおりです。

議題1 委員長及び副委員長の選出

(委員長は、隈本委員)(副委員長は、関根委員)に決定

議題2 消防概況について

消防本部及び消防団の状況を報告し、承諾を得る。

議題3 消防の課題について

消防団の主な課題及び常備消防の主な課題を説明し、承諾終得る。

議題4 消防組織検討会について

消防組織検討会の設立及び委員、会長、副会長を推薦し、承諾を得る。

議題5 今後の流れについて

9月～10月 消防組織検討会開催

11月末 第2回消防委員会開催(諮問)(調整後:12月3日)

12月～1月末 消防組織検討会開催

2月中 第3回消防委員会開催(答申)

① 第1回消防委員会の意見

- ・消防職員の充足率が低いこと。
- ・救急業務の増加に対する対応。
- ・消防団員の確保対策。
- ・消防団の災害時での福祉との連携。
- ・操法大会の見直し。

② 諮問の方針

- ・消防の課題を消防組織検討会でまとめる。
- ・優先的な課題から随時諮問を行い、答申を得る。

③ その他

- ・救急車の出場から現着時間の推移(過去5年間)資料請求

- ・火災（消防車）出場から現着時間の推移（過去５年間）資料請求

4 消防組織検討会の業務

令和元年８月１６日開催の第１回野田市消防委員会において、野田市消防委員会条例第７条により、消防の組織及び運営に関する事項について専門的に調査審議するため、消防組織検討会（以下「検討会」という。）が設置されました。

については、真に必要な消防団の課題及び常備消防の課題について、現場サイドの意見として提案していただき、何が優先的な課題なのかを審査し、優先的な課題の調査審議を行い、消防委員会に報告する。

○課題の検討

<消防団の課題>

- ①消防団員確保の取組……………負担軽減（各種行事の見直し）
消防団員の報酬
加入促進の新たな取り組み

- ②消防団組織の在り方……………消防団員定数（分団員定数）
分団数
管轄区域

- ③消防団装備の改善……………消防団車両、消防団器具置場の更新

<常備消防の課題>

- ①救急件数の増加……………組織や出動体制の見直し
- ②経験豊富な職員の退職……………若手職員の指導育成（女性職員含む）
- ③消防庁舎の建て替え……………消防庁舎等整備計画
- ④複雑多様化する各種災害……………組織の強化
- ⑤消防拠点の見直し……………署所の再編

○課題の優先順位の検討

(消防団)

消防団は、社会環境の変化等に伴い、さまざまな課題に直面している。なかでも消防団員の減少は全国的な減少傾向であり、野田市消防団においても、毎年減少し、平成31年4月1日現在で、638人となり、野田市消防団条例の定員860人に対して、74.2%となっている。

総務省では、平成31年4月26日付け「地域防災力の一層の充実強化に関する大臣書簡」（別添資料2）を発行し、消防団員の確保に向けた取組を積極的に取組む必要があると謳っている。

消防団員の確保については、大きく分けて基本団員の確保と多様な人材の確保が上げられるが、まずは基本団員の確保を優先として、消防団員の負担軽減と処遇改善が必要と考えられる。

よって、消防団関係課題の優先順位は、

1番目、①消防団員の確保の取組の内、「消防団員の負担軽減（各種行事の見直し）」と「消防団員の報酬」とする。

負担軽減の例としては、操法訓練等をバランスよく行うとともに、過重な負担がかからないよう、真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施することが必要と考えられる。

また、処遇改善として、消防団員の年額報酬及び出動手当は、令和元年度から、本人への支給を実行したが、出動手当の金額2,270円について、近隣市の状況を踏まえ再検討する必要がある。

2番目、①消防団員の確保の取組の内、「加入促進の新たな取り組み」とする。

消防団員として、多様な人材の活用として、女性、地方公務員、消防職員OB・消防団OB、学生、少年消防クラブ、事業所等の協力を願う。

3番目、②消防団組織の在り方は、消防団員の定数、分団数、管轄区域の見直しの検討が必要であり、地域や自治会等との調整が不可欠となり、更には、③消防団装備の改善として、消防団車両、消防団器具置場の更新の検討も併せて必要となる

(常備消防)

常備消防は、災害の大規模化や、住民ニーズの多様化等により、出動体制の変化や、保有する消防車両等の組織管理面での限界、更に、経験豊富な職員の退職、消防庁舎の老朽化や消防拠点の在り方など、さまざまな課題に直面している。なかでも救急の災害件数は、年々増加し平成30年に7673件となり、5年前と比べると749件の増で11%の増となっている。

については、救急件数の増加を最優先課題と捉え、救急119番電話の適正利用の促進や救急予備車を有効運用し、組織や出動体制の見直し検討が必要と考えられる。

よって、常備消防関係課題の優先順位は、

1番目、①救急件数の増加とし、組織や出動体制の見直しを最優先検討課題とする。

2番目、②経験豊富な職員の退職とし、若手職員の指導育成（女性職員含む）、研修等の充実を図る。

3番目、④複雑多様化する各種災害とし、職員の充足率を高め、組織の強化を図る。

4番目、③消防庁舎の建て替えとし、ファシリティーマネージメント（施設の長寿命化計画）の基本方針に基づく。併せて、⑤消防拠点の見直し、署所の再編を検討する。

＜参考資料＞

1.野田市消防委員会条例

（消防団関係）

2.地域防災力の一層の充実強化に関する大臣書簡

3.消防団確保等に向けた重点取組事項について

4.令和元年度民間防火組織実態調査結果

5.千葉県内消防団概況（分団数・団員定数・報酬・費用等）

（常備消防関係）

6.消防概況（千葉県内消防本部 定員・出動件数）

7.千葉県内消防本部概況（消防車両・諸手当）

8.野田市消防本部消防施設整備計画実態調査総括表

（消防職員の充足率）

○ 野田市消防委員会条例（平成 7 年野田市条例第 14 号）

（設置）

第 1 条 消防の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、野田市消防委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、消防の組織及び運営に関する事項について調査審議し、答申すること。
- (2) 消防の組織及び運営に関する事項について市長に意見を述べること。

（組織及び委員）

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 消防関係者
- (3) 一般社団法人野田市医師会を代表する者
- (4) 野田市赤十字奉仕団を代表する者
- (5) 野田市女性団体連絡協議会を代表する者
- (6) 野田市自治会連合会を代表する者
- (7) 消防長
- (8) 公募に応じた市民
- (9) その他市長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長会長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(消防組織検討会)

第7条 委員会に、消防の組織及び運営に関する事項について専門的に調査審議するため、消防組織検討会(以下「検討会」という。)を置くことができる。

- 2 検討会は、調査審議した事項について、委員会に報告する。
- 3 検討会の委員は、消防長の推薦により委員長が指名する。この場合において、消防長は、消防職員及び消防団員のうちから推薦するものとする。
- 4 検討会に、会長及び副会長を置き、消防長の推薦により委員長が指名する。この場合において、消防長は、会長については、消防職員のうちから推薦するものとする。
- 5 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 検討会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 8 検討会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 9 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(意見の聴取等)

第8条 委員会及び検討会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

平成31年4月26日
消 防 庁

地域防災力の一層の充実強化に関する大臣書簡

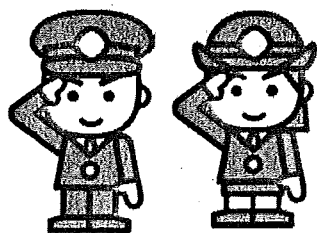
都道府県知事及び市区町村長に対し、地域防災力の一層の充実強化に向けた取組を依頼するため、総務大臣から書簡を発出します。

○総務大臣書簡の発出先
都道府県知事及び市区町村長

○発出日
平成31年4月26日（金）

- 依頼内容
- ・ 将来の地域の人口等の見通しや災害発生のおそれ等を踏まえ、地域防災力の充実強化をどのように図っていくかを、地域の方々とともにしっかりと議論していただくこと
 - ・ 地域防災力の中核的な役割を担う消防団について、将来の地域において消防団の果たす役割、機能に関する検討を行い、消防団の体制についての定量的な目標を設定した上で充実強化を図ること
 - ・ 引き続き、消防団員の確保に向けた取組を進めること

○その他
この書簡に加え、今後、経済団体に対しても、総務大臣から書簡を発出し、協力依頼をする予定です。（別添の参考を参照）



【連絡先】

消防庁国民保護・防災部地域防災室
担 当：阿部課長補佐、伊藤係長、川崎事務官
電 話：03-5253-7561（直通）
ファクシミリ：03-5253-7576

地域防災力の一層の充実強化について

拝啓

貴職におかれましては、地域住民の安心・安全の確保のために日々ご尽力されていることに、心より敬意を表します。

さて、現在、我が国はSociety 5.0に向けた大変革期の入口に立っています。その一方で、東京一極集中がはらむリスクは最近の多発する災害でも顕在化しつつあるとともに、地方の疲弊も顕著です。こうした時代認識の中で、「持続可能な地域社会の構築」は、喫緊の課題と考えています。

そして、このような社会を目指すためにも、地域の安心・安全の確保が重要です。殊に、災害の多様化、複雑化が一層進むことも想定され、大規模な災害への対応が急務となっています。南海トラフ地震や首都直下地震の発生確率が高まっているほか、政府では、富士山をモデルケースに、大規模噴火時の広域降灰対策に関する検討が始まっているなど、いつでもどこでも大きな自然災害が起こり得る時代になったことを強く意識する必要があります。

そのため、地域防災力の充実強化を一層図ることが肝要であり、特に今、以下の三点が重要であると考えています。

第一に、将来の地域の人口等の見通しや災害発生のおそれ等を踏まえ、地域防災力の充実強化をどのように図っていくかを、住民、事業者をはじめ、消

防団、自主防災組織など防災活動に携わる地域の多様な皆様とともにしっかりと議論を行っていただくようお願い申し上げます。

第二に、とりわけ、地域防災力の中核的な役割を担う消防団について、将来の地域において消防団の果たす役割、機能に関する検討を行い、消防団の体制についての定量的な目標を設定した上で、その充実強化を図っていただくようお願い申し上げます。

特に、消防団の救助活動用資機材等の装備については、平成三十年度第二次補正予算及び平成三十一年度当初予算で創設した国庫補助金を積極的に活用するなどにより、その改善を速やかに図っていただくようお願い申し上げます。

第三に、そのためにも、引き続き、消防団員の確保に向けた取組を進める必要があります。

「基本団員」の確保に計画的に取り組んでいただくとともに「大規模災害団員」制度も積極的に活用していただきたく存じます。さらに、消防団員の年額報酬や出動手当の改善をお願いします。

あわせて、女性、地方公務員、消防職団員OB、学生など幅広い層を対象に、消防団員の裾野を広げる取組を積極的に進めていただくようお願い申し上げます。

また、消防団活動に対する事業所のご理解・ご協力を得るため、地域の事業所や経済団体に直接向いて働きかけることや、「消防団協力事業所表示制度」及び協力事業所への支援策の実施等を積極的に行っていただきたく存じます。

私は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の平成二十五年の制定に深く関わる機会を得ましたが、その制定趣旨に即した対応は五年を経過した今、更に強く求められるものです。全国的な地域防災力の充実強化に向け、努力を尽くしてまいりますので、より一層のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

敬具

平成三十一年四月二十六日

総務大臣

石田真敏

都道府県知事 殿

(市区町村長 殿)

拝啓

平素より、地域経済の発展と地域の安心・安全の確保のために、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、我が国はSociety 5.0に向けた大変革期の入口に立っています。その一方で、東京一極集中がはらむリスクは最近の多発する災害でも顕在化しつつあるとともに、地方の疲弊も顕著です。こうした時代認識の中で、「持続可能な地域社会の構築」は、喫緊の課題と考えています。

そして、このような社会を目指すためにも、地域の安心・安全の確保が重要です。殊に、災害の多様化、複雑化が一層進むことも想定され、大規模な災害への対応が急務となっています。南海トラフ地震や首都直下地震の発生確率が高まっているほか、政府では、富士山をモデルケースに、大規模噴火時の広域降灰対策に関する検討が始まっているなど、いつでもどこでも大きな自然災害が起こり得る時代になったことを強く意識する必要があります。

そのため、地域防災力の充実強化を一層図ることが肝要です。

総務省消防庁では、これまでも地域防災力の充実強化に取り組んできましたが、行政の取組だけでなく、様々な主体が適切に役割分担・連携しながら取り組むことが重要です。「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」においても、このような基本的な認識のもと、事業者が従業員の消防

団への加入等についてできる限り配慮することなどが定められています。

事業者の皆様におかれましては、地域を支える主体として、地域防災力の充実強化をどのように図っていくかに関する各地域での議論にご参画をいただき、ともに地域防災を担っていただくようお願い申し上げます。

また、地域防災力の中核的な役割を担う消防団について、その充実強化を進めるに当たっては、消防団員の約七割を被雇用者が占めていることから、事業者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

従業員の方々の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

具体的に、まず、従業員が入団しやすい環境づくりとして、事業所を挙げての従業員の入団促進、事業所で所有する重機などを活用した消防団活動の実施など、消防団への組織的なご協力をいただけるようお願い申し上げます。また、大規模な災害時に限定して出動する「大規模災害団員」として消防団に入団することや、勤務時間中の災害出動に関する事前の取り決めなどにより、業務とのバランスを取りながら消防団活動に貢献いただくことも可能です。ぜひ、従業員が入団を希望する場合には、積極的なご支援をお願いいたします。

次に、消防団活動を継続しやすい環境づくりのため、例えば、消防団員である従業員について、勤務の免除やボランティア休暇の活用を認めるなどの配慮をお願い申し上げます。また、従業員の採用にあ

恐縮でございますが、会員の皆様に、本依頼書についてご通知をいただくようお願い申し上げます。末筆ながら、貴会及び会員の皆様の一層のご発展をお祈り申し上げます。

○ ○ 年 ○ 月 ○ 日

總務大臣

石田真敏

○ ○ ○ ○ ○ 会 会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消 防 庁 長 官
(公 印 省 略)

消防団員の確保等に向けた重点取組事項について

今後、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害の発生が危惧される中、多様化・増加する消防団の役割に対応するためには消防団員の確保等が必要となることから、消防庁では、平成 29 年 10 月から「消防団員の確保方策等に関する検討会」を開催し、消防団員の確保方策等について検討を行ってきたところです。今般、同検討会における報告書が取りまとめられました。

この報告書を踏まえて、今後重点的に取り組んでいただきたい事項についてまとめましたので、積極的な取組を行っていただくようお願いします。都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、下記事項に留意の上、地域の実情に応じた消防団員の確保について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いします。

また、例年 3 月末から 4 月にかけて消防団員の定年等による異動や入退団が多い状況を踏まえ、都道府県知事や市町村長の強いリーダーシップの下、地域を挙げて消防団員の確保等に取り組んでいただくようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

「消防団員の確保方策等に関する検討会」報告書等は消防庁ホームページに掲載していますので、本通知とあわせてご確認ください。

- ・「消防団員の確保方策等に関する検討会」報告書

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/danin_kakuho/index.html

- ・「消防団員の確保方策等に関する検討会」資料等

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/danin_kakuho/index.html

1 消防団の役割の多様化への対応

(1) 今後の消防団員確保と地域防災体制のあり方に係る基本的な考え方

近年、災害が多様化・大規模化し、様々な役割が消防団に求められる一方で、消防団員数は年々減少している。さらに、今後発生が危惧される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害等に備えることも必要である。このため、消防団員の数の確保と質の向上を通じて、消防団の災害対応能力の向上を図ること。

また、多様化・大規模化する災害に対応するには、消防団のみならず、自主防災組織、女性防火クラブ、防災ボランティア、事業所、社会福祉協議会等、防災に関する地域の様々な組織との適切な役割分担と連携協力のもと、地域が一丸となって防災に取り組むことが求められる。このため、消防団の充実強化とあわせて、自主防災組織等の充実を図り、地域防災力全体の向上につなげること。

(2) 基本団員を中心とした消防団員の確保等

① 基本団員の確保と質の向上

地域防災体制の中核を担うのは、地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性を持つ消防団である。このため、引き続き消防団員の確保に努めるとともに、特に、消防団の中核としてあらゆる災害に対応できる基本団員の確保に取り組むこと。

基本団員の質の向上に向け、操法訓練のみならず、その他災害時に求められる役割を果たすために必要な知識・技術を身につけるための訓練等をバランスよく行うとともに、加重的な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施すること。

② 消防団の知名度・イメージアップ

消防団員の確保に向けては、消防団の知名度・イメージアップを図ることが必要である。このため、「消防団員入団促進キャンペーン」におけるポスターや動画等の広報媒体も活用しながら、消防団の活動の全容を分かりやすくPRするとともに、ドローンやバイクの活用等の先進的な取組のPR等も行い、消防団への興味を喚起すること。

また、こうした消防団の知名度・イメージアップとあわせて、地方公共団体の担当部局と消防団が協力して、住民に対する直接の勧誘や、女性、学生、被用者、自主防災組織等の構成員等の多様な人材の確保のための働きかけを強化すること。

(3) 大規模災害時のマンパワー確保に係る課題への対応

① 「大規模災害団員」の導入

消防団員の確保にはあらゆる災害に対応できる基本団員の確保が重要となるが、基本

団員の確保は容易ではなく、更に大規模災害時には基本団員だけでは十分に対応できない場面も想定される。

このため別紙1に示す具体例を参考に、基本団員の確保とあわせて、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応出来ない活動や事業所等で所有する資機材を用いた活動を行う「大規模災害団員」を積極的に導入すること。

② 自主防災組織等の強化と消防団との連携

大規模災害時に多様化・増加すると想定される役割を果たすには、様々な組織の適切な役割分担と連携協力が必要であるとともに、自主防災組織等その対応能力の向上も不可欠である。このため、消防団員や防災士等の防災活動に関する知識が豊富な人材を指導者として、自主防災組織等のリーダー育成の取組を進め、自主防災組織等のレベルアップを図ること。

また、消防団が平時には自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担うとともに、災害時には自主防災組織等の指揮をとる等の役割分担を行い、平時・非常時ともに自主防災組織等と消防団との連携を強化すること。さらに、自主防災組織等において防災活動を中心的に担う者を「大規模災害団員」とし、情報収集や消防団との連絡調整等を行うこと。

③ 消防団の応援出動

大規模災害時には、管内の消防力だけでは対応が不可能な場合も想定される。このため、消防団の相互応援に係る協定等の締結を進めること。

応援にあたっては、消防団員は他に生業等を有しており、離れた地域へ長期間応援出動することが難しいといった事情も勘案し、比較的短期間、近接した地域への応援とする等の工夫を行うこと。

2 多様な人材の活用

(1) 女性

女性消防団員は広報・指導活動、救急救命講習等にとどまらず、操法訓練や消火活動等の様々な場面で活躍している。そうした中、全体に占める女性の割合は全体の約3%と未だ非常に低い。このため、引き続き、女性の入団促進に取り組むとともに、女性がより幅広い分野で消防団員として活動できるようにするための環境整備等にも留意すること。

(2) 地方公務員

若手職員を一定期間入団させる取組や地方公共団体の職員で構成する分団の創設等を参考に、引き続き地方公務員の入団促進に取り組むこと。

ただし、地方公務員が消防団活動に従事する場合、大規模災害時の災害対策本部の運営等に支障を来すおそれもあるため、大規模災害時の公務と消防団活動の棲み分けについて考え方を事前に定めておく等、職員の参集体制の確保等にも配慮すること。

(3) 消防職員OB・消防団員OB

消防職員OBや消防団員OB（定年等による退団者のみならず、本業の多忙等により退団する消防団員を含む）の経験・知見の活用は有効である。このため、これらの者をボランティア等ではなく「大規模災害団員」等の消防団員として位置づけるとともに、他の消防団員の指導を行う消防団員として活用し、安心して活動できる環境を整備すること。

(4) 学生

学生の消防団活動への参加は、地域社会の一員として地域の安全確保や地域コミュニティの活性化に貢献できるとともに防災知識等を取得できるなど、学生の側にとっても様々な意義を有するのみならず、長期的な地域防災の担い手の確保に資するものである。このため、大学等と連携し、大学生をはじめとした学生の入団促進に引き続き取り組むこと。

また、「学生消防団活動認証制度」の導入を引き続き促進すること。あわせて、その効果が高まるよう地域の経済界に同制度をPRするとともに、地方公共団体の職員の採用の際にも同制度を積極的に活用すること。

(5) 少年消防クラブ

将来の地域防災の担い手を確保するため、少年消防クラブ等の活動の活性化を通じ、高等学校以下の児童及び生徒の消防団活動等の地域防災に関する理解を促進すること。

特に、少年消防クラブの運営や指導の面で消防署・消防団が普段から積極的に連携したり、高校生まで少年消防クラブ員を継続可能とする等、少年消防クラブ員から消防団員へ自然に進むような工夫を行うこと。

(6) 事業所・団体等

被用者の入団促進に向けて、消防団活動に対する事業所の理解・協力を得るため、地方公共団体の担当と消防団とが連携し、地域の事業所を訪問する取組等を行うこと。

また、事業所の自衛消防組織の構成員の入団、消防団活動における事業所所有の資機材の活用、「大規模災害団員」のなり手確保等、消防団への組織的な協力について、事業所や経済団体に働きかけるとともに、事業所等と協定を締結する等の取組を行うこと。

「消防団協力事業所制度」の更なる導入を進めるとともに、協力事業所に対する効果的なメリットとして、事業税額の減税措置、入札参加資格の加点、奨励金の支給等の措置を導入すること。

3 消防団員の活動環境の整備

(1) 転居や本業の多忙に伴う退団等への対応

① 転居に伴う退団への対策

転勤や進学に伴う転居により退団する層の存在を踏まえ、転出先でも消防団活動を容易に継続できるようにするため、別紙2のとおり、消防団員歴を示す紹介状の例を作成したので、転入先の地方公共団体における入団手続きの簡素化等に活用すること。

② 本業の多忙等に伴う退団への対策

本業が多忙等の理由により退団が見込まれる者については、活動を限定した「大規模災害団員」への移行や、団員の身分を保持したまま一定期間活動を休止できる休団制度の活用等により、消防団活動を継続しやすい環境を整備すること。

③ 役職を退くこと等による退団への対策

団長・分団長・部長等の役職を退いた消防団員については、団員の階級に戻り消防団にとどまることや、「大規模災害団員」になること等、経験や知見を生かして活躍してもらうための工夫をすること。また、平日昼間の消火活動等を担う機能別団員としての役職経験者の活用も、地域の実情に応じて、引き続き推進すること。

(2) 処遇・装備の改善等

① 処遇の改善

消防団の活動実態に見合う適切な額の年額報酬や出動手当を支給する必要があるため、年額報酬や出動手当を引き上げること。特に、年額報酬等が低い地方公共団体においては、地方交付税単価（年額報酬36,500円、1回当たり出動手当7,000円）を踏まえ、早急にその引上げを行うこと。

また、消防団員に対する年額報酬等の支給方法については、消防組織法第23条の規定に基づき、各地方公共団体の条例で定められているところ、年額報酬等はその性格上本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給すること。

② 装備の改善

平成26年2月7日に「消防団の装備の基準」（昭和63年消防庁告示第3号）の一部改正に伴い、消防団の装備に関する地方交付税措置が大幅増額されたことを踏まえ、引き続き、消防団の装備の改善を集中的・計画的に進めるとともに、特に安全装備や情報通信機器の配備については早急に取り組むこと。

「大規模災害団員」の具体例

1 基本的な考え方

「大規模災害団員」は、大規模災害時に消防団の役割が増加・多様化し、基本団員のみでは人手不足が生じるような場合に限り出動。

※ 出動基準は、想定される災害の種類・規模、「大規模災害団員」の活動内容、基本団員の数、関係する団体の役割分担等の地域の実情を踏まえて設定。

※ 名称は、活動内容等を踏まえ、地域の実情に即したものとすることも可能。

2 活動内容（例）

○ 例 1 大規模災害時に新たに発生する活動、人手不足となる活動を実施。

※ 災害情報の収集・報告・地域住民への伝達、避難誘導・安否確認（これに伴う簡易な救助・搜索を含む）、避難所運営支援（応急救護等消防活動に密接に関連するもの）等

※ 被害状況や活動期間によっては、救助活動、がれき撤去、搜索活動等の支援等も実施。

○ 例 2 事業所等で所有する資機材を活用した活動について、事業所の従業員等が「大規模災害団員」として、事業所所有の資機材を活用し組織的に実施。

※ 建設会社等による重機を活用した啓開、ドローン等を所有する事業所等による情報収集等

3 想定されるなり手（例）

消防職員○B・消防団員○B、自主防災組織等の構成員（※1）、学生、事業所・団体等の従業員、特殊な資機材等を持つ事業所・団体等の関係者（※2）等

※1 自主防災組織等において防災活動を中心に担う者が「大規模災害団員」として消防団との連絡調整等を実施。

※2 関係団体等との連携の下、防災知識等が豊富な防災士、水防団員（水災においては水防団員として活動）、救急救助等の必要な技能を持つ者等が「大規模災害団員」として活動を実施。

4 訓練（例）

年に数回、大規模災害を想定した訓練を実施。

※ 過大な負担を避け、求められる役割に必要な知識・技術を身に付ける訓練を集中的に実施。

5 組織（例）

分団・部・班といった組織とは別に、団本部付や分団本部付とすることも可能。

※ 地域の実情や活動内容により様々な組織形態が考えられる。

6 処遇（例）

○ 年額報酬 : 活動内容に応じて基本団員よりも一定額を減じた年額報酬も可（日額報酬でも可）

○ 出動手当 : 基本団員と同程度の額

○ 退職報償金 : 退職報償金なしでも可（退職報償金なしの場合は掛金不要）

○ 公務災害補償 : 公務災害補償の対象

○ 階級 : 団員（※）

※ 一定の知識・技術を持つリーダー的存在の者を班長や部長等の階級に位置付けることも可能。

「大規模災害団員」の概要

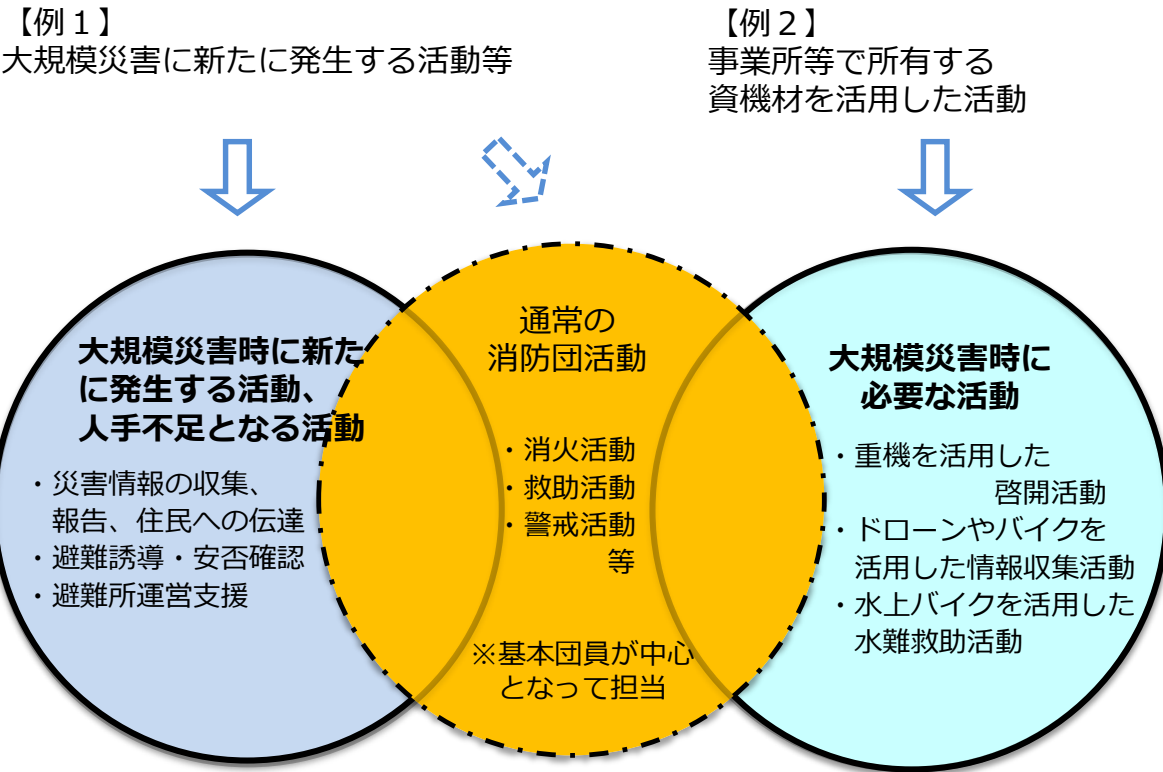
<基本的な考え方>

「大規模災害団員」は、大規模災害時に新たに業務が発生したり、人手不足となる場合に限り出動

(例) 災害種別毎の出動例 風水害 : 被害が広範囲に及び避難勧告の発令や避難所開設等が必要な場合 等
地震・津波 : 震度5強以上、津波警報が発表された場合、避難所開設が必要な場合 等

※以下はあくまで一例であり、地域によって運用が異なり得ることに留意。

<活動内容(例)>



<処遇等>

	「大規模災害団員」	(参考) 基本団員
活動 場 面	・ 大規模災害 ・ 大規模災害を想定した訓練 ・ 地域の防災訓練 ※式典等には必要に応じて参加	・ 大規模災害 ・ 大規模災害を想定した訓練 ・ 地域の防災訓練 ・ 火災、風水害 ・ 操法訓練 ・ 救助訓練・ポンプ等点検 ・ 救命講習会等の研修 ・ 普及・啓発(火災予防運動、年末警戒) ・ 式典等(操法大会、出初式、祭り警備等)
報 酬 ・ 手 当	・ 年額報酬： 基本団員より低額でも可 ・ 出動手当： 基本団員と同程度の額	・ 年額報酬：条例により規定 (交付税措置 36,500円/人/年) ・ 出動手当：条例により規定 (交付税措置 7,000円/回)
退 職 報 償 金	・ 条例で退職報償金なし とすることも可	・ 階級別、勤務年数別に、 条例で規定され支給される (消防基金への掛金 19,200円/人/年)
公 務 災 害 補 償	・ 公務災害補償の対象 (消防基金への掛金1,900円/人/年)	・ 公務災害補償の対象 (消防基金への掛金1,900円/人/年)

※ 管外に転出する消防団員に対して発行し、転入先
における入団手続きに活用してもらうためのもの。

別紙 2
P. 5
3 (1) ①参照

平成 年 月 日

紹介状（例）

〇〇市（町村）消防団長 殿

〇〇市（町村）消防団長
〇〇 〇〇

下記の方について、本市（町村）において消防団活動を行い地域社会に貢献
したことを評価し、紹介しますので、貴団体における入団に向けた手続きをよ
ろしくお願いします。

記

1 入団希望者

氏 名 _____
住 所 _____
T E L _____
生年月日 平成 年 月 日

2 所属分団 _____ 分団

3 活動期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4 階級 _____

（本紹介状に係る問い合わせ先）

〇〇市（町村）〇〇〇〇〇〇課 担当：〇〇
〒〇〇〇－〇〇〇〇

T E L 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

令和元年度民間防火組織実態調査結果

平成31年4月1日現在

消防本部等	幼年消防		少年消防		婦人防火		合計		幼少年婦人防火委員会設置
	クラブ数	クラブ員数	クラブ数	クラブ員数	クラブ数	クラブ員数	クラブ数	クラブ員数	
千葉市消防局	24	4,028	17	5,265	6	99	47	9,392	○
銚子市消防本部					1	104	1	104	○
市川市消防局					1	289	1	289	○
船橋市消防局	79	12,119	1	62	2	561	82	12,742	○
木更津市消防本部	16	2,606	2	148			18	2,754	○
松戸市消防局	11	1,445	1	16	7	80	19	1,541	○
野田市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	※
成田市消防本部					1	92	1	92	
習志野市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	※
柏市消防局	0	0	0	0	0	0	0	0	※
市原市消防局	2	69	13	609			15	678	
流山市消防本部	24	4,418					24	4,418	
八千代市消防本部	18	862					18	862	
我孫子市消防本部	8	878			1	51	9	929	○
鎌ヶ谷市消防本部	19	2,636	2	64	4	76	25	2,776	○
君津市消防本部	4	672			1	20	5	692	○
富津市消防本部	14	1,222					14	1,222	○
浦安市消防本部			1	71			1	71	
四街道市消防本部					1	57	1	57	
袖ヶ浦市消防本部	13	1,849					13	1,849	○
富里市消防本部					2	40	2	40	
栄町消防本部	0	0	1	13	0	0	1	13	
香取広域事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	※
旭市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	※
安房郡市広域	3	88					3	88	○
長生郡市広域	0	0	0	0	0	0	0	0	※
匝瑳市横芝光町消防組合	25	1,738					25	1,738	
山武郡市広域	0	0	0	0	0	0	0	0	※
佐倉市八街市酒々井町	0	0	0	0	0	0	0	0	※
印西地区消防組合			1	16			1	16	
夷隅郡市広域					1	22	1	22	○
平成31年度合計	260	34,630	38	6,264	28	1,491	326	42,385	13
平成30年度合計	257	34,753	39	6,314	28	1,609	324	42,676	13

14か所

9か所

12か所

※印のところは、幼年・少年・婦人クラブの未設置

千葉県内消防団概況 (平成31年4月1日現在)

	団	方面隊	分団	部	班	ポンプ 自動車	小型ポンプ 付自動車	小型動力 ポンプ	その他	団員定数	実 員 数				団 報 酬												費 用 弁 償										
											合計	男	女	充足率	団長	副団長	本部長	副本部長	支団長 方面隊長	副支団長	分団長	副分団長	部長	副部長	班長	操縦手	団員	機能別団員	火 災 出 動		訓 練		警 戒		そ の 他		
千葉市	1	6	18	74			42	16		840	713	551	162	84.8	82,500	68,000					50,500	44,000	36,000		33,000	32,000	31,000		1回	3,800		1回	3,100	1回	3,100		
市川市	1	4	23				17	6		400	327	319	8	81.7	147,500	118,500					90,000	67,000			40,000		36,500		1回	活動に従事7,000 従事しない2,500		1回	2,500	1回	2,500		
銚子市	1		10	38		18	20		2	579	506	490	16	87.3	105,000	71,500					54,500	40,000	35,500		34,500		30,000	5,000	1回	1,000		1回	1,000	1回	1,000		
船橋市	1	4	20		59	14	45		4	720	637	622	15	88.4	159,000	127,000					95,000	76,000	53,000		39,000		36,500		1回	4H迄3,500 4H超7,000		1日	2,500	1日	2,500		
館山市	1		9	24		23	31		2	360	332	316	16	92.2	213,000	147,000					91,000	72,000	54,000		40,000		36,000		1回	放水有1,800 放水無 900		1回	1,200	1回	1,800		
鴨川市	1	4	25	15		28	5	25		732	642	631	11	87.7	261,000				149,000	121,000	89,000	53,000	45,000		35,200		26,500		1回	600		1回	600	1回	600		
南房総市	1	7	30			31	6	32		1,052	928	928		88.2	287,000	265,000			244,000	178,000	118,000	85,000			62,000		46,000		1回	1,700		1回	1,700	1回	1,700	1日	その他1300
鋸南町	1		4			5	2	4		199	156	142	14	78.3	268,000	185,000					126,000	88,000	72,000		57,000		44,000		1回	部長以上2,200 部長以下1,100		1回	部長以上2,200 部長以下1,100	年間	19,000		
木更津市	1		8	38		7	31			600	504	491	13	84	260,000	166,000					119,000	54,000	35,000		28,000		27,000		1回	1,800		1回	1,400	1回	1,400	1回	その他1400
香取市	1	6	19	118		12	99	8		1,446	1,253	1,253		86.6	150,000	100,000					63,500	48,400	42,000				20,000										
多古町	1		7		44	4	40	9		513	502	502		97.8	127,000	88,900					63,500	48,400			38,500		20,000										
東庄町	1		4	21		2	20		1	235	229	229		97.4	150,000	100,000					58,000	47,000	38,500		20,500		20,000										
長生郡市広域	1	9	32	108		26	82		4	1,491	1,423	1,423		95.4	160,000	120,000	120,000	120,000	88,000	55,000	42,000	31,000	28,000		24,000		22,000		1回	管轄建物3,000 その他 2,000 管轄外1,000		1回	1,000	1回	1,000	1部	歳末警戒25,000
野田市	1	4	30	26		14	43			860	638	631	7	74.1	110,000	88,000					50,500	45,500	40,000		37,000	2,300	36,500		1回	2,270		1回	2,270	1回	2,270		
松戸市	1	10	36			8	34			640	559	523	36	87.3	156,000	102,000					84,000	55,000	36,000		32,000		28,000		1回	4H迄3,000 4H以上7,000		1回	2,500	1回	2,500	1回	その他2,200
習志野市	1		8			8				192	148	140	8	77	160,000	130,000					100,000	80,000			50,000		40,000		1回	2,800		1回	2,800	1回	2,800		
柏市	1	5	43			20	23		1	631	631	617	14	100	126,500	87,000			66,500	54,500	54,500	48,000	43,000		38,500	1回530	36,500		1回	4H未満3,500 4H以上7,000		1回	3,500	1回	3,500	1回	会議2,550
我孫子市	1	6	21			4	17			266	228	228		85.7	120,000	88,800			78,000		66,000	48,000	37,000		37,000	37,000	36,500		1回	4H未満3,500 4H以上7,000		1回	4H未満3,500 4H以上7,000	1回	4H未満3,500 4H以上7,000		
佐倉市	1		7	53		9	43	1		805	740	725	15	91.9	156,000	120,000	108,000		96,000	75,000	63,000	57,000		39,000		36,000		1回	1,500		1回	1,500	1回	1,500			
八街市	1		25			6	14	5		480	378	369	9	78.7	165,000	113,000			103,000		71,000	49,000	39,000		31,000	49,000	25,000	8,000									
酒々井町	1		13			2	11	1		173	165	165		95.3	150,000	107,000	77,000				50,500	45,500	37,000		37,000		35,000		1回	1,500		1回	1,500	1回	1,500		
成田市	1		12	95		20	74			1,535	1,426	1,407	19	92.8	172,000	115,000					85,000	69,000	51,000		31,000		27,000		1回	3,000		1回	1,300	1回	1,300		
神崎町	1		2	13			13	2		187	181	181		96.7	127,000	88,900					63,500	48,400	44,000				20,000										
匝瑳市	1		12	41		10	31			694	652	652		93.9	105,000	71,000					56,000	38,000	32,000		24,000		20,000		1回	1,000以内		1回	1,000以内	1回	1,000以内		
横芝光町	1		8	26		9	18	3	2	520	459	459		88.2	142,200	106,400					65,000	53,800	42,600		23,500		20,000		1回	2,800		1回	5,600	1回	5,600		
流山市	1	6	22	1		6	17	1	1	300	297	284	13	99	130,000	85,000					70,000	55,000	45,000		40,000		36,500		1回	7,000		1回	2,300	1回	2,300	1回	会議等2,550
市原市	1	7	86	1		86			8	1,633																											

消 防 概 況

平成 31 年 4 月 1 日

- 全 国 消防吏員 161,593 人（うち女性 4,035 人 2.5%）
- 千葉県 7,994 人（うち女性 237 人 3.0%）
- 東葛 9 市 3,043 人（うち女性 112 人 3.7%）

	本 部 名	定 員	実 員	吏員(女)	災害出動	火災件数	救急件数
1	千 葉 市	946	939	40	4,796	261	58,370
2	市 川 市	520	512	28	4,420	97	23,570
3	銚 子 市	116	105	1	633	21	2,871
4	船 橋 市	647	669	21	2,025	148	34,648
5	安房郡市広域市町村圏事務組合	276	275	5	1,245	94	8,103
6	木 更 津 市	195	189	3	1,473	48	6,922
7	香取広域市町村圏事務組合	232	209	4	1,209	49	5,143
8	長生郡市広域市町村圏組合	232	232	2	1,447	103	8,932
9	野 田 市	181	176	3	1,054	41	7,673
10	松 戸 市	508	502	21	3,956	113	26,516
11	習 志 野 市	210	205	9	905	25	8,860
12	柏 市	450	499	25	5,079	87	20,519
13	我 孫 子 市	152	157	2	1,577	35	6,491
14	佐倉市八街市酒々井町消防組合	395	385	10	1,652	83	12,391
15	成 田 市	250	244	9	1,210	56	7,208
16	匝瑳市横芝光町消防組合	110	109	0	611	41	2,885
17	流 山 市	200	192	3	1,958	27	8,289
18	市 原 市	376	376	8	2,002	105	15,346
19	八 千 代 市	230	224	7	1,043	35	9,324
20	山武郡市広域行政組合	278	273	3	1,920	126	10,910
21	旭 市	130	121	3	501	23	2,828
22	君 津 市	160	160	0	782	33	4,704
23	鎌 ケ 谷 市	154	142	5	1,074	20	5,781
24	富 津 市	116	89	5	451	29	2,642
25	夷隅郡市広域市町村圏事務組合	200	188	3	897	50	4,403
26	四 街 道 市	112	111	2	575	26	4,020
27	浦 安 市	200	194	4	1,666	35	8,592
28	印西地区消防組合	266	263	10	1,481	68	6,871
29	袖 ケ 浦 市	135	123	0	665	41	2,973
30	富 里 市	82	82	1	386	22	2,296
31	栄 町	55	49	0	153	4	967
	全 体 合 計	8,114	7,994	237	48,846	1,946	331,048
	東葛 9 市合計	3,012	3,043	112	22,809	603	142,079
		(37.1%)	(38.1%)	(47.3%)	(46.7%)	(31.0%)	(42.9%)

*出動件数は平成 30 年中、災害出動は火災出動を含む

*平成 29 年度に職員定数条例改正：木更津市、柏市、流山市、市原市、夷隅郡市広域市町村圏事務組合

*平成 30 年度に職員定数条例改正：野田市

*女性吏員「0」：匝瑳市横芝光町消防組合、君津市、袖ヶ浦市、栄町

千葉県内消防本部概況 (平成31年4月1日現在)

	定数	実員数				交代勤務者			階級別人員										出動件数			消防車両等													諸手当								当初予算(千円)	
		合計	男	女	その他	合計	男	女	合計	司監	正監	監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	火災	災害	救急	合計	指揮車	ポンプ車	救助車	梯子車	化学車	消防艇	ヘリ	救急車	その他	火災	救助	潜水・艇	その他	救急	救命士	機関	夜間	一般会計	消防費			
千葉市	946	939	896	40	3	698	680	18	936	1	5	13	24	190	221	218		264	261	4,796	58,370	197	7	51	5	9	6	1	2	31	85		190	110		150	510	大型220 普通190 救急150	1,100	461,000,000	13,768,469			
市川市	520	512	483	28	1	423	407	16	511		1	8	33	173	145	56		95	97	4,420	23,570	110	4	17	3	3	3	4		16	60	240	1勤務 260	300	500	140	500	1勤務大型220 普通180	200	157,800,000	5,605,000			
銚子市	116	105	104	1		86	85	1	105			1	4	13	46	30		11	21	633	2,871	16		7	1	1	1			4	2	500	500		200	200	500	1勤務大型220 普通110	220	23,892,000	967,367			
船橋市	647	669	644	21	4	565	549	16	665		1	7	31	128	157	142	1	198	148	2,025	34,648	122	3	25	3	6	2	1		20	62	220	高所作業330		220	140	510	普通330 救急210 大型日額150		212,160,000	6,367,700			
安房郡市広域市町村 圏事務組合	276	275	270	5		247	243	4	275		1	6	11	38	73	60	43	43	94	1,245	8,103	34	2	15	2	2	1			8	4	100	200		100	100	500				2,774,855			
木更津市	195	189	186	3		163	160	3	189			1	16	32	42	16	26	56	48	1,473	6,922	28	1	8	1	2	1	1		6	8	高所 深所 200	特別救助隊 月額3000					特殊車両運転 200		44,946,000	1,740,250			
香取広域市町村 圏事務組合	253	209	205	4		188	184	4	209		1	3	13	35	61	38	25	33	49	1,209	5,143	31	1	12	1	3	1			8	5	300	高所200		300	200	500				2,223,456			
長生郡市広域市町村 圏事務組合	232	232	230	2		200	198	2	232		1	4	18	29	74	51	5	50	103	1,447	8,932	31	4	12	2	1	1			9	2	300 2時間超1,000	200		100	400	1勤務大型500 普通300			2,584,352				
野田市	181	176	171	3	2	146	143	3	176			1	12	28	43	36	3	53	41	1,054	7,673	23	1	9	2	1	1			7	2	250	月額2,500		200	200	月額5,000	200	200	49,087,000	1,883,395			
松戸市	508	502	481	21		413	403	10	502		1	10	23	101	116	127	7	117	113	3,956	26,516	58	1	19	3	5	2	1		14	13	400 特殊災害2,000	200 特殊災害2,000	200	200	200				156,180,000	5,666,744			
習志野市	210	205	195	9	1	166	159	7	204		1	4	8	33	55	53		50	25	905	8,860	24	1	6	2	2	2			6	5	200	200		200	200	特定行為実 施時510	1当務200 半当務100		63,480,000	2,480,628			
柏市	450	499	474	25		258	247	11	499		1	13	23	85	90	139		148	87	5,079	20,519	89	6	16	3	4	2			15	43	1日400			200	月額5,000	正機関2,000 副機関1,500	410	134,260,000	5,200,879				
我孫子市	152	157	154	2	1	130	129	1	156			1	11	37	37	28	19	23	35	1,577	6,491	16	1	6	1	1	1			6		600	300		300	500				37,960,000	1,689,736			
佐倉市八街市酒々 井町組合消防組合	395	385	372	10	3	299	292	7	382		1	11	31	121	105	54	1	58	83	1,652	12,391	49	6	20	2	2	2			13	4	200	200	200	200	200		1勤務大型300 普通200			4,739,395			
成田市	250	244	235	9		218	209	9	244		1	4	19	49	45	45	29	52	56	1,210	7,208	43	6	13	1	2	2			9	10	200	300		緊急・市長認 める場合500	150	500	100		60,600,000	2,643,506			
匝瑺市	110	109	108		1	92	92		108			1	8	9	43	25	20	2	41	611	2,885	20	1	6	1		1			4	7	200	200 高所 深所250		200	200			特大500 大型・中型300 普通250			1,044,019		
流山市	200	192	189	3		161	160	1	192			1	7	33	54	32	18	47	27	1,958	8,289	24	1	8	1	1	1			6	6	500	高所作業 20時～6時500 火災 以外400 救急 以外200 20時～6時250		400		月額5,000	20時～6時500 火災 以外400 救急 以外200 20時～6時250		60,067,000	2,052,848			
市原市	376	376	368	8		282	278	4	376		1	1	31	52	125	84		82	105	2,002	15,346	64	7	16	3	4	3			11	20	220	高所作業日額 250	20mまで310 30mまで780 それ以上1,500	160	120	510	火災190 救急150		94,770,000	4,914,800			
八千代市	230	224	217	7		184	181	3	224		1	4	10	63	43	35		68	35	1,043	9,324	22	1	10	1	2	1			7		290	240 高所作業日額 250			190	460	大型240 普通160		56,850,000	2,904,357			
山武郡市広域行政 組合	278	273	270	3		226	225	1	273		1	7	8	49	94	39	25	50	126	1,920	10,910	38	4	12	2	1	2			9	8	300 高所作業+200	300 高所作業+200		200	200	500	1勤務大型300 普通150	300		3,343,609			
旭市	130	121	116	3	2	99	99		119			1	4	13	56	27	12	6	23	501	2,828	18	1	9	1	1	1			5		200 高所作業+200	200		200	200	500	300		30,080,000	1,221,457			
君津市	160	160	160			136	136		160			1	12	31	4	80		32	33	782	4,704	31	1	11	1	1				6	11	150	月額2,500		150	150	650	大型320 普通260		31,290,000	2,112,446			
鎌ヶ谷市	154	142	137	5		114	110	4	142			1	8	22	34	32	16	29	20	1,074	5,781	23	1	5	1	1	1			5	9	災害応急作業手当:非常災害時における業務 日額1,000 感染症作業手当:感染症患者の収容及び消毒 日額1,000										33,860,000	1,452,529	
富津市	116	89	84	5		71	68	3	89			1	6	12	26	27		17	29	451	2,642	18	1	6	1					4	6	150	月額2,500	1時間250	150	150	500	大型300 中型290 普通200		19,150,000	1,100,817			
夷隅郡市広域市町村 圏事務組合	200	188	183	3	2	167	164	3	186			1	16	35	70	13	21	30	50	897	4,403	32	1	8	2					7	14	200	200 高所作業+500	潜水救助+500 潜水訓練+300	200	200	500				1,710,662			
四街道市	112	111	109	2		89	87	2	111			1	5	25	29	21		30	26	575	4,020	21	1	5	1	2	1			4	7	休日勤務手当:時間単価×100/135×時間数 夜間勤務手当:時間単価×100/25×時間数										27,110,000	1,140,698	
浦安市	200	194	187	4	3	146	146		194			1	16	40	45	31	12	49	35	1,666	8,592	24	1	8	1	2				7	5	400	500		150	300	1勤務500	大型300 普通250	300	78,100,000	2,226,210			
印西市	266	263	250	10	3	225	217	8	260		1	5	12	52	84	46	27	33	68	1,481	6,871	40	1	10	1	2	2			8	16	300	300		300	300	500	大型300 普通200			3,210,965			
袖ヶ浦市	135	123	120		3	99	99		123			1	16	15	38	23		30	41	665	2,973	25	4	8	1		2			4	6	300	300 高所作業+200	1時間250		200	510	大型200 普通150		24,540,000	1,322,979			
富里市	82	82	78	1	3	68	68		79			1	13	41	1	8	15		22	386	2,296	11	1	3	1		1			3	2	300	300		200	200	500	大型200 普通150		14,232,000	806,885			
栄町	55	49	45		4	36	36		45			1	2	10	16	2	8	6	4	153	967	9	1	2	1					2	3	400	400		400	400	1勤務400			6,788,600	518,546			

野田市消防本部 消防施設整備計画実態調査 総括表（３回分）

施 設 等		区 分	平成 3 1 年度		平成 2 7 年度		平成 2 4 年度	
管轄人口		住民基本台帳人口	154,404	人	155,610	人	157,363	人
消防職員数		実員	176	人	166	人	165	人
署 所		算定数（Ａ）	6	署所	6	署所	6	署所
		整備数（Ｂ）	6	署所	6	署所	6	署所
		（Ｂ）／（Ａ）	100.0	%	100.0	%	100.0	%
消防ポンプ自動車	署所管理分 ＋ 消防団管理分	算定数（Ａ）	23	台	25	台	27	台
		整備数（Ｂ）	23	台	24	台	23	台
		（Ｂ）／（Ａ）	100.0	%	96.0	%	85.2	%
	署所管理分	算定数（Ａ）	9	台	11	台	12	台
		整備数（Ｂ）	9	台	10	台	10	台
		（Ｂ）／（Ａ）	100.0	%	90.9	%	83.3	%
	消防団管理分	算定数（Ａ）	14	台	14	台	15	台
		整備数（Ｂ）	14	台	14	台	13	台
		（Ｂ）／（Ａ）	100.0	%	100.0	%	86.7	%
は し ご 自 動 車		算定数（Ａ）	1	台	1	台	1	台
		整備数（Ｂ）	1	台	1	台	1	台
		（Ｂ）／（Ａ）	100.0	%	100.0	%	100.0	%
化 学 消 防 車		算定数（Ａ）	1	台	1	台	1	台
		整備数（Ｂ）	1	台	1	台	1	台
		（Ｂ）／（Ａ）	100.0	%	100.0	%	100.0	%
救 急 自 動 車		算定数（Ａ）	7	台	6	台	6	台
		整備数（Ｂ）	6	台	6	台	6	台
		（Ｂ）／（Ａ）	85.7	%	100.0	%	100.0	%
救 助 工 作 車		算定数（Ａ）	2	台	2	台	2	台
		整備数（Ｂ）	2	台	2	台	2	台
		（Ｂ）／（Ａ）	100.0	%	100.0	%	100.0	%
指 揮 車		算定数（Ａ）	1	台	1	台	1	台
		整備数（Ｂ）	1	台	1	台	1	台
		（Ｂ）／（Ａ）	100.0	%	100.0	%	100.0	%
非常用消防ポンプ自動車		算定数（Ａ）	1	台	0	台	0	台
		整備数（Ｂ）	0	台	0	台	0	台
		（Ｂ）／（Ａ）	0.0	%	0.0	%	—	%
非 常 用 救 急 自 動 車		算定数（Ａ）	1	台	1	台	1	台
		整備数（Ｂ）	1	台	1	台	1	台
		（Ｂ）／（Ａ）	100	%	100.0	%	100.0	%
消防本部及び署所の耐震化等		耐震性を有する消防本部及び署所の割合	100.0	%	100.0	%	66.7	%
		非常用電源設備等が設置された消防本部及び署所の割合	100.0	%	100.0	%	100.0	%
消 防 水 利		算定数（Ａ）	2,064	箇所	2,101	箇所	2,094	箇所
		整備数（Ｂ）	1,690	箇所	1,710	箇所	1,682	箇所
		（Ｂ）／（Ａ）	81.9	%	81.4	%	80.3	%
消防職員	現有台数に対する人員	算定数（Ａ）	240	人	249	人	237	人
		現員数（Ｂ）	176	人	166	人	165	人
		（Ｂ）／（Ａ）	73.3	%	66.7	%	69.6	%

１ 「算定数」は、消防力の整備指針に基づいて算定した数。ただし、消防職員については、車両の乗り換え運用や兼務を考慮した数としている。

２ 「整備数」は、実際の保有数（非常用を除く）としている。ただし、消防水利はこの限りでない。

３ 消防水利について、算定数にあっては消防水利が必要な範囲の数、整備数にあっては当該範囲のうち整備されている範囲の数としている。

Ｈ 2 4 より Ｈ 2 7 の現有台数に対する充足率が下がった原因： 実員数は増えたが、指令センターに５人派遣したため、実勤務人員が減少したため。